第 180 回神戸市環境影響評価審査会意見に対する補足、追加回答書

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	7.7	沈砂池に入らない法面部分の手当に関しましては、 ①早期に法尻部に排水施設を設置し、残置部分に土砂が流出しないように対策を講じます。 ②盛土部の端部には防災堰堤等の水返しを設置し、沈砂池へ濁水を導きます。 ③造成後の法面には小段排水設備を設置し、降雨などによる流れで斜面の崩壊や浸食を防ぎます。 ④法面部分には、段階ごとに法面緑化を実施し、雨水の浸食等による濁水の防止を図ります。	
	残置森林のあたりは急な斜面が続くが、それに対する対策は全くせず、そのまま置いておくということか。 土砂崩れに対する予防策を講じることはできないのか。	いてはそのままとしていますが、法面安定 解析の検討により、必要に応じて地盤改良	
事業計画	既存の急傾斜地の上部分に盛土される場所が何か所かあるが、そういった場所では、 今まで以上に斜面に流れ込む水の量が増え、影響が生じるのではないか。	開発区域に降った雨水は、開発の前後も同じ河川に流下させます。、 A流域については、道路内に整備する雨水排水施設を経て開発前と同様に二級河川有野川へ放流します。 B流域は、法面に降った雨水を小段排水等の排水施設を経て開発前と同様に二級河川有野川へ放流します。 C流域については、施設内に降った雨水を	P1-19 及び
	場内排水計画図を示していただくとわかりやすい。	敷地北側の調整池で一旦貯留し、放流量を 一定以下に調整してから開発前と同様に二 級河川有野川へ放流します。	
	斜面の上を造成されるので、造成中の土砂が残存緑地に流れ込まないような対策がぜひとも必要だ。	盛土部の端部には段階ごとに防災堰堤等の 水返しを設置し、沈砂池へ濁水を導きます。	添付資料-1 P1-35
	前回資料 1-6 ページの図面中の業務地区B (4) のあたりで、法面であるにもかかわらず緑地の色が塗られていない部分があるのはなぜか。	開発事前審査の段階で宅地の法面という位置づけをしていたため黄色に着色しておりますが、実質的には他の法面と同じく緑地になることから、緑地の着色で修正しております。	添付資料-1 P1-5

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	前回資料 5-3 ページで「緑地を 23.12%確保する」とありますが、どの部分を合計するとこの数字になるのでしょうか。残置森林は入っていないということですね。	前回資料において緑地の23.12%は、事業計画の変更により施設用地の「緑地広場3.40%」「緑地19.60%」、公共施設の「緑地(道路、太陽と緑の道)1.83%」を合計した24.83%となります。	添付資料-1 P1-6
事業計画		土地利用の変化による雨水の地下浸透への影響に配慮して、可能な限り現存の森林を残すとともに、雨水を保全池へ導くなど水循環にも資するよう計画しており、全てが調整池に流れ込むものではありません。なお、開発区域に降った雨水は、開発の前後も同じ河川に流下させます。また、都市計画道路有野藤原線については、本事業において排水性舗装による施工で整備します。	添付資料-1 P1-11

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	道路交通騒音の供用後の予測は、将来交通	前回の判定資料における供用時の道路交通	添付資料-1
	量の精査も含めて、夜間に対する影響など	騒音の予測に用いた車両台数は、「いずれ	P7-12∼
	もう少し精度の高い予測を行う必要がある	の予測地点においてもすべての供用後の施	P7-19
	のではないか。	設関係車両が往復する」ものとして設定し	
		ていました。これは、予測の結果が出来る	
		だけ周辺環境にとって最大の影響を及ぼす	
		場合を考慮したものであり、この場合にお	
		いての予測結果であっても、環境への影響	
		が少ないことや環境保全措置を講ずること	
		により環境への影響を可能な限り低減させ	
		るとの考えを示すことを、予測に対する基	
		本的な方針としているからです。しかし、	
	環境影響が最大となる条件で予測すること	供用後の騒音の予測において、交通条件を	
	は予測手法としては正しいと思うが、「騒	「いずれの予測地点においてもすべての供	
₩▽	音への環境影響は、実行可能な範囲で回	用後の施設関係車両が往復する」としたこ	
騒音	避・低減している」という評価はどうか。	とは、非現実的で過大な予測条件であった	
		ことから、以下に示すように現時点で考え	
		られる条件設定としました。	
		本事業の供用後の施設関連車両は、事業所	
		への配送が中心となる見込みであることか	
		ら、事業計画地から 10km の範囲にある事業	
		所数を参考とし、発生する施設関連車両台	
		数を検討し各方面別に設定しました。さら	
		に、本事業において整備する有野藤原線は	
		排水性舗装としました。以上を総合して行	
		った予測は、修正後の【添付資料-7】7-18	
		ページに示したとおりであり、環境基準以	
		下もしくは環境基準超過の地点においては	
		現況非悪化となったことから、「騒音への	
		環境影響は、実行可能な範囲で回避・低減	
		している」という評価としました。	27. 1 L 7/20101
	景観の予測結果では、法面に樹木がないよ		添付資料
	うに見える。	原状回復や郷土種を用いた法面緑化や8m	-10 D10 0
	できるだけ努力を図った後の予測結果を示	の壁面緑化を実施することから、これらの	
景観	すことが望ましい。 	保全措置を反映させたフォトモンタージュ	P10-20
H-y/Li		を作成し予測・評価を行いました。その結果として事業者として可能な限り景観への	
		条として事業有として可能な限り京観への 影響の低減が図られているものと考えま	
		影響の仏域が図りましているものと考えます。	
		У о	

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
項目	審査会意見 「緑地を23%確保するとともに、残置森林を約7%確保する」とあるが、法面保護のための緑地を除いて、木などが生えてきたら切る必要のない場所というのはどれくらいの面積になるのか。また、残置森林を整備して環境保全措置の場所に用いるということだが、具体的にどのような措置を想定しているのか。	残置森林は約 1.73ha (8.66%) であり、そのうち、保全池は約 0.48ha になるため、約	該当頁 添付資料-9 P9-34~ P9-40
植物・動物・生	ギンランの移植は、過去のアセス事例では 大抵失敗しているが、うまく移植できるの か。		P9-34~ P9-36 及び
生態系	工事後は事業区域西側だけに残置森林が残って、あとは法面部分の緑地ができるだけなので、「事業計画地外の緑地帯と連続するまとまりのある緑地を創出する」といった環境保全措置は本当にできるのか。	事業計画地東側の切土法面については、現行の太陽と緑の道を含めた残置森林を残すとともに、事業地内の森林表土を用いた吹付を行い、森林表土中の埋土種子によって郷土種の樹林帯が早期に生育する場を創出します。これにより南北に連なる緑の連続性を持たせることが可能であると考えます。なお、太陽と緑の道については新たに創出しますが、廃止する現太陽と緑の道については、年に1回冬季に草刈りを実施し、生育環境を維持します。また、ゴイシシジミは林縁部のササ原で確認しましたが、現太陽の緑の道周囲のササ原の適切な管理によって、飛翔空間を伴ったササ等の草地が維持されることにより、ササ類に付くアブラムシを幼虫が食するす。	P9−34∼

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	ビオトープを整備するから昆虫やは虫類へ	本事業によってため池等の水辺環境が消失	添付資料-9
	の環境影響を低減できると書かれている	することから、環境保全措置として、カス	P9−34∼
	が、本当にできるのか。実現できた事例は	ミサンショウウオを主対象とし、他の水生	P9-38 及び
	あるのか。	生物も保全できる	P9-40
		ています。	
		カスミサンショウウオを対象とした代替生	
		息地の創出による環境保全措置や研究の事	
		例がわずかながらあることから、それらの	
		事例を参考に本事業では環境配慮型の	
		を実施します。	
		本事業で実施する環境保全措置に最も状況	
		が近い事例としては、三重県の一般財団法	
		人三重県環境保全事業団の保全研究である	
植物		と考えられます。後背林が存在する場所に	
•		雨水等で維持するビオトープを新たに設置	
動物		し、1km以内の生息地から成体や卵嚢を移	
•		植しており、毎年、卵塊や幼生が確認され	
生態系		ています。	
系		本事業においても現存の樹林に加え、広葉	
		樹林の植樹を配置して適度な日陰を保ち、	
		ます。	2001120111
	保全活動の主体はどういう方になるのか。	事業者が責任を持って保全活動を実施しま	
		す。また、造成後については共同事業者で	P1-41
		ある株式会社センターポイント・ディベロ	
		ップメントに事業の引継ぎと同時に、保全	
	事業者が必ず実行できるのか。	活動についても責任を持って引き継ぎを行	
		Nito	
		また、 管理、重要な植物種移植	
		地の草刈り、太陽と緑の道の草刈り等につ	
		いて、専門家のご意見を踏まえながら実施	
		します。	

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	表土を利用するとあるが、どういう植生を	森林表土内には、先駆性植物と言われる、	添付資料-9
	期待されているのか。	アカメガシワ、ヌルデ、ヤマウルシ、ハゼ	P9−34∼
		ノキ等の樹木種の埋土種子が含まれてお	P9-36
		り、低木林の早期形成が期待できます。こ	
		れらの樹木の実は周囲へ落ちたり、鳥類の	
		餌になり、周辺への低木林の拡大も期待で	
		きます。	
		また、郷土種を植栽することによって、先	
		駆性低木林とは異なった森林形成を図り、	
		いろいろな動物が利用できる場所の創出を	
		考えています。それに加えて、一部を吹付	
		工によって草地化することによって、草地	
		環境も創出し、南北の農耕地とつながる緑	
		の連続性を持たせることが可能であると考	
		えます。	
	アカマツやコナラを後から植えても先駆性		
植	の植物に負けてしまうと思うので、先駆性	ついて検討した結果、森林表土吹付工、郷	
植物	の植物だけで植生を形成してもいいのでは	土種植栽、植栽吹付工の3通りで実施しま	P9-36
動物	ないか。	す。森林表土吹付工後にアカマツやコナラ	
•		等の高木樹種の植栽は実施しません。	14 m //w/m
生態系		形質が中間的である等、判断できないこと、	
系	ていることはわかるが、同時に種まで特定でなった。	未成熟で同定部位の発達が不十分であるこ	資 45
	できていないものが40種類もある。名前すらわからないのであれば、ある意味、希少	と等から、種の特定に至りませんでした。 しかしながら、Laccobius 属のように重要	
	種以上に重要視しなければいけないと思う	種を抽出しており、現在の分類、所持する	
	が、そのあたりはどう考えているのか。	文献や資料の中で努力致しました。	
	12-4 CV201C 9 (\$C) 47 CV 307 8 6	中には現在検討中や研究中の分類群である	
		ため、分類に関する全ての資料を所持して	
		いないこともあり、今後、事後調査におい	
		て種の確認を行う際には、最新の分類との	
		整合を行います。	
	もし昆虫確認リストの中に未発見の種が入	審査会におけるご指摘を踏まえ事業計画地	添付資料-9
	っていたとしたら、ここの議論でゴーサイ	 に未発見の昆虫種が生息している可能性が	P9-34∼
	ンを出すことによって、その種を滅ぼして	あるため、前回の判定資料策定時の保全措	P9-36 及び
	しまうということもあるかもしれない。	置に加え、残置森林を増やし少しでも多く	P9-39
	神戸市の近郊で、周辺地域も含めてこれだ	生物多様性を維持できるようにするため、	
	けの面積の場所にこれだけのものがいると	ギンランの生育地周辺の改変を回避しまし	
	いうことは、生物上からいえば奇跡に近い	た。	
	ことです。		

項目	審査会意見	補足、追加回答	該当頁
	善後策を講じようとして努力しているのはわかるし、それでうまくいく部分もあるかもしれないが、この部分だけ残っているからこの種は大丈夫だという議論はあり得ない。	影響評価マニュアル[植物・動物・生態系編]	P9−34∼
植物・動物・生態系	ビオトープにしたら住めるからいいじゃないかと言うが、それはそこにいる生きものを殺すことになる。研究者であっても、予測がつかないことだ。	を創出する場所は、現状 となっていますが外来種のウシガエルやアカミミガメが多くを占めており、在来種の生息は少ない状況にあります。このため、本事業の実施により外来種を駆除した後、カスミサンショウウオ、ドジョウ、メダカ等の在来種が生息できる として環境を整備し、昆虫類等も誘致できるように図ります。	P9-34~ P9-38 及び P9-41~
糸	生態系を代表する生きものをとり上げて保護ができているから生態系を保護できたというものではない。ただ、神戸市のためにこういうところを潰して、事業をやらないといけないなというのであれば、それはものすごい犠牲を払ってやっているという痛みや反省が残っていないといけない。	影響を与えますが、 におけるカスミサンショウウオ等の保全や法面の	
	ヒミズが生きていけるということは、ここにはそれだけの餌、昆虫やミミズといったものの多様性があるということです。 ゴイシシジミがいるということは、そういうすごい生きものがここにいるということを明らかに示している。	東側の法面の一部を改変せず残置森林と し、ヒミズ等の哺乳類やエサとなる動物等	添付資料-9 P9-34~ P9-36 及び P9-40

項目	審查会意見	補足、追加回答	該当頁
	生態系を保護するというのは、そういう場	判定資料の作成に当たっては、神戸市環境	添付資料-9
	所を全部まとめて保護するということであ	影響評価マニュアル[植物・動物・生態系編]	P9-34∼
	る。生態系を保護するという言葉は、環境	(平成27年6月神戸市環境局)に基づき、	P9-36
七古	行政のマニュアルに書いてあるかもしれな	現況把握が可能な既存資料の収集及び解析	
植物	いが簡単なことではない。	を行い、さらに既存資料において不足する	
動		情報については現地調査を実施し、事業計	
物		画地の生態系の把握を行っています。	
生		その上で、実行可能な範囲で環境影響を回	
生態系		避・低減することを優先し、それが困難な	
术		場合には、周辺地域との緑の連続性を保つ	
		ため森林表土利用による原状植生を同様の	
		森林が回復するように代償措置を講じてい	
		ます。 (再掲)	

【添付資料-1:計画の概要】

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称:アイリスパートナーズ株式会社

代表者の氏名:代表取締役 古越 純

主たる事務所の所在地:愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1

2. 対象事業の名称

対象事業の名称: (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクト

3. 対象事業の内容

(1) 対象事業を実施しようとする区域

兵庫県神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他

事業を実施する区域(以下、「事業計画地」という。)は、神戸電鉄岡場駅の東に位置し、 阪神流通業務団地(西宮市)に接している。また、事業計画地南側を東西に都市計画道路有 野藤原線が横断し、中国縦貫自動車道及び阪神高速道路北神戸線も至近の距離にあり、交通 利便性の高い地区である。

土地利用の現況は、山林、原野、田、畑、ため池、道路(アスファルト舗装部)、宅地、である。

事業計画地の位置及びその周辺の状況は、図1.3.1に、現況の土地利用は図1.3.2に示すとおりである。

(2) 対象事業の種類及び規模

本事業は、「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」別表「(8)条例第2条第2号クに掲げる宅地の造成」のうち、ア 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成(当該宅地造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5へクタール以上であるものに限る。)に該当する第2類事業である。

対象事業の種類: 宅地の造成

事業計画地:19.97ha

開発区域:18.24ha(都市計画道路有野藤原線1.62ha含む)

(3) 対象事業の目的

事業計画地の東岡場地区は、神戸電鉄の東に位置し、平成16年に流通業務施設を中心とした土地利用を目的として、「東岡場地区地区計画」が決定されており、このたび都市計画(地区計画、用途地域、特別用途地区)の手続きが進められることになり、本プロジェクトを進めることとなった。

本プロジェクトは、広域幹線道路を生かした活力ある都市機能を導入し、駅に近接した立地を生かすとともに、建築物の環境性能、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた環境保護に最大限の配慮を払った環境性能の高い物流施設の創出を目的としている。

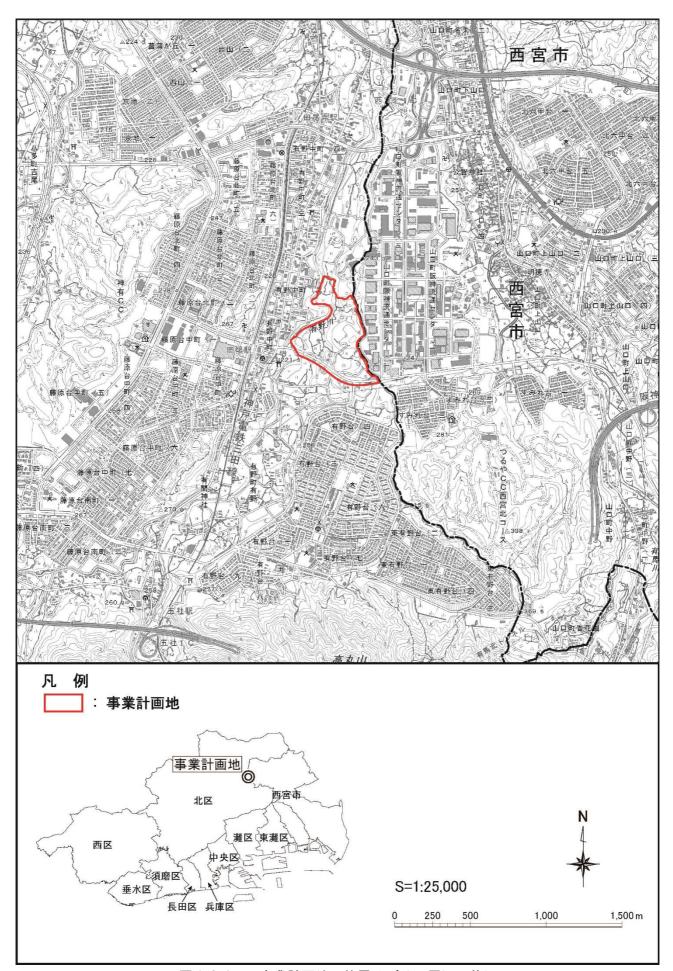
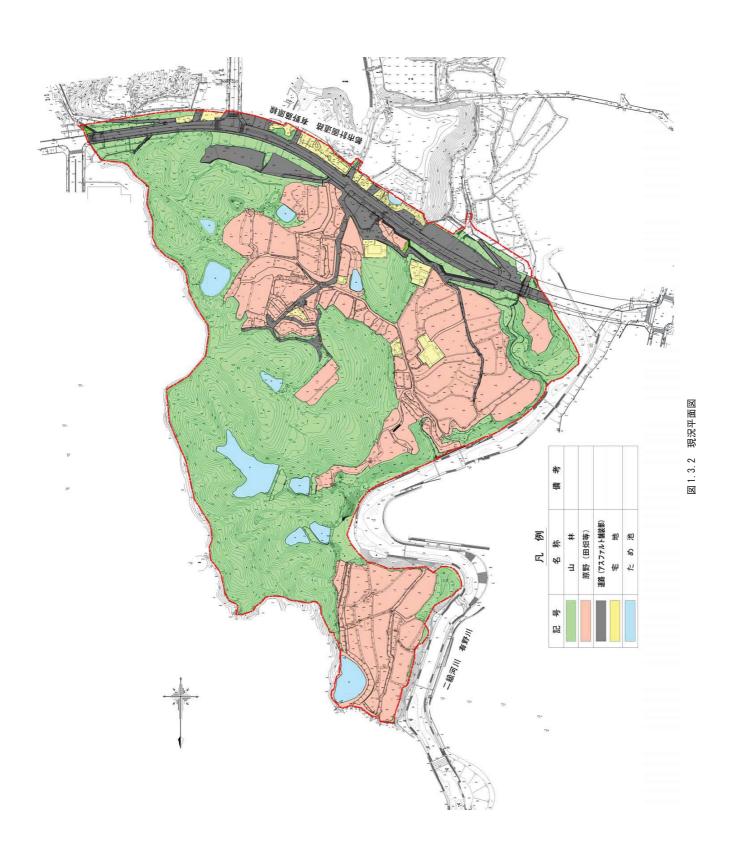


図 1.3.1 事業計画地の位置及びその周辺の状況



4. 対象事業の計画案

- (1) 土地利用計画
- ① 土地利用の方針

当該事業の土地利用計画は、神戸市が決定した東岡場地区 地区計画(平成29年7月11日変更)に基づき計画する。当該事業の区域としては、地区計画に示される【業務地区B】と【業務地区C】が対象区域になり、地区計画では各々の区域で土地利用の方針が示されている。

【業務地区B】では、広域幹線道路の交通利便性をいかして、流通業務施設及びそれに付随する工場等を適正に配置し、良好な業務地の形成を図る。

【業務地区C】では、広域幹線道路の交通利便性をいかして、流通業務施設及びそれに付随する工場等を適正に配置し、周辺環境と調和した健全な高度利用を誘導し、良好な業務地の形成を図る。

これらの土地利用の方針に基づき計画した利用計画図は図1.4.1に示すとおりであるが、前回の審査会でご質問を受けた、のり面の表記を次頁図のとおり変更した。





図1.4.1 土地利用計画図

② 建築物等の整備方針

【業務地区B】

ゆとりのある業務環境の形成とともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、 規模及び配置に留意して整備を行う。また、建築物等の形態・意匠等については周辺の環境 に調和したものとする。

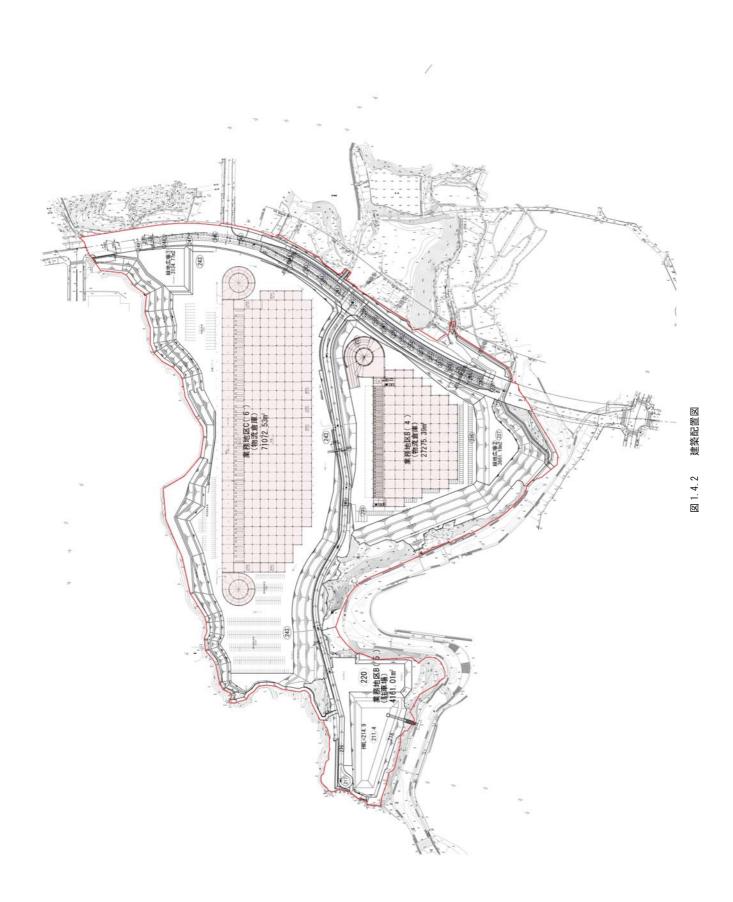
【業務地区C】

ゆとりとうるおいのある業務環境の形成とともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模及び配置に留意して整備を行う。また、建築物等の形態・意匠等については 周辺の環境に調和したものとする。

建築計画の概要は表1.4.1、建物配置図は図1.4.2、計画建物立面図は図1.4.3に示すとおりである。

表 1.4.1 建築計画の概要

区分	業務地区 B	業務地区C
建築面積	17, 931. 09m ²	$39,093.44\text{m}^2$
延床面積	64, 223. 47m ²	229, 938. 94m²
容積対象面積	$58, 333. 65 \text{m}^2$	192, 248. 50m ²
最高高さ	30.1m	43.025m
階数	地上4階	地上6階
主体構造	鉄骨耐	火構造
架構方式	ラーメン構造+部	形分ブレース構造
基礎	鉄筋コン	クリート
主な用途	物流	倉庫



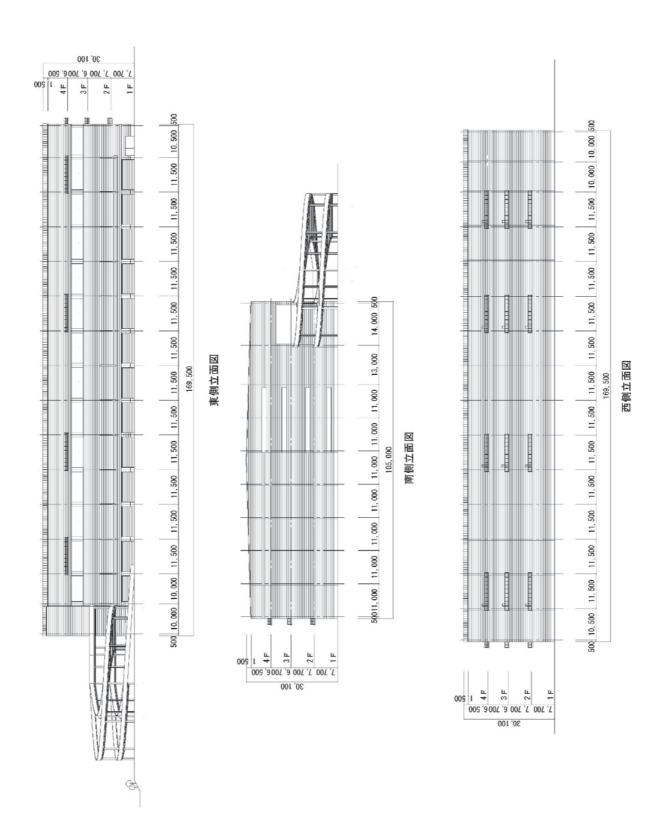


図 1.4.3(1) 計画建物立面図 (業務地区 B)

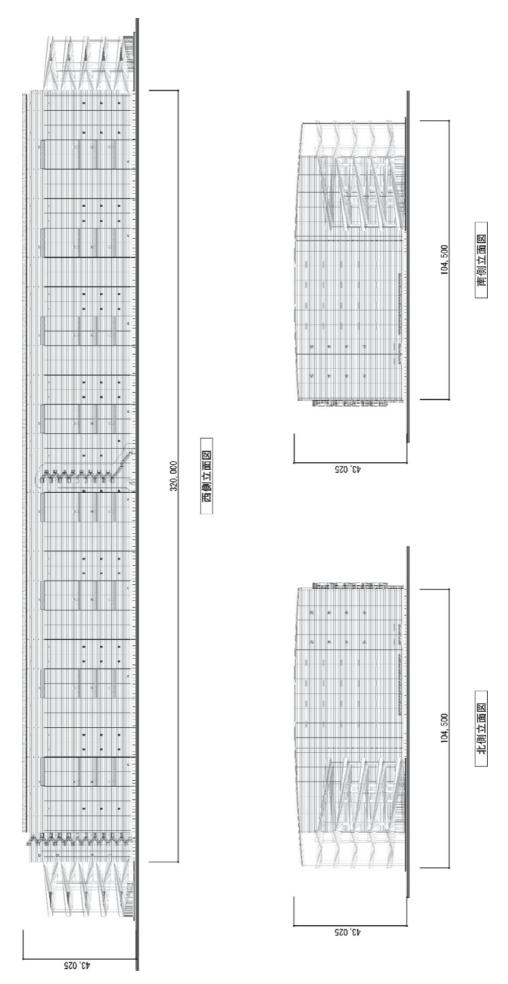


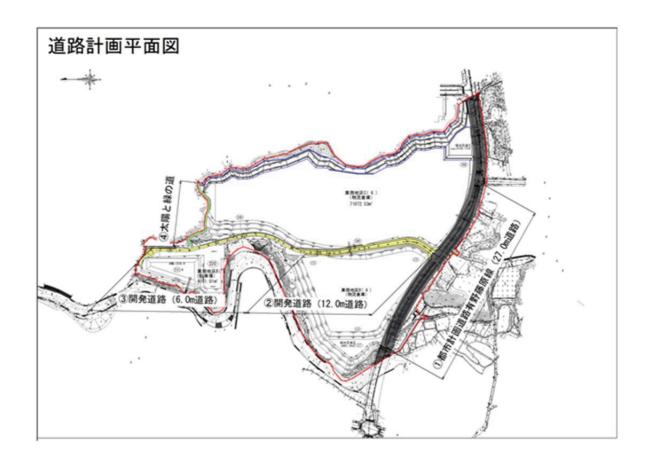
図1.4.3(2) 計画建物立面図(業務地区C)公共施設計画

③ 道路計画

事業計画地南側を横断する幅員14mの都市計画道路有野藤原線については、幅員27mに拡幅する。また、事業計画地の中央に都市計画道路有野藤原線より北側の区域境界まで幅員12m(南側)及び幅員6m(北側)の承認道路を設置する。

事業計画地内に現存する歩行者専用道路(太陽と緑の道)は、承認道路を通過して北側境界付近から進入し東側境界付近まで幅員4mの歩行者専用道路(ハイキングコース)の整備を行う。

なお、都市計画道路有野藤原線については、神戸市建設局との協議の結果、本事業の実施により排水性舗装の敷設を行う。



①都市計画道路有野藤原線

図 1.4.4 道路計画図

④ 緑地計画

緑地計画は、出来るだけ既存樹林を残し、景観性を考慮した緑化計画とする。

造成森林は森林法の基準に準拠した計画とし、既存樹種であるアラカシ等の常緑樹を用いて、植栽木は県内を中心とした地域産の利用に努めるものとする。

緑地広場(自主管理緑地)は地域住民の休息できる空間としてベンチやパーゴラ等の施設整備を行い、維持管理については神戸市と締結する維持管理管理協定に沿って事業主が管理する。

なお、残置森林においては工事段階で間伐・ツル刈り等の整備を行い、その後は維持管理 として樹林の生育状況に応じて適宜、除伐等の整備を実施する。

緑化計画図は図 1.4.5 に、緑地広場 1 計画図は図 1.4.6 に緑地広場 2 計画図は図 1.4.6 に 示すとおりである。



図1.4.5 緑化計画図

記事			0	-		形図						0		(F)	3	(a)			(000000)
名称	管理施設工	メッシュフェンス	車止め	休息施設工	インナ	ジェルター	舗装工	蒙石	真砂土铺装	インターロッキング・ブロック舗装	照明工	照明灯	中寬木植栽	アラカシ) BI	クスノキ	低木植栽	ユキヤナギ	1. the
#		H=1800	メナンし		木製ベンチ				ふるい真砂土 仕上厚 100			H=5.0m 開明整光	I	3.00	2.00	2.00		080	080
規格仕様			ステンレス製可動式		47							H=5.0m 開明毫光板・施設プレート付	o	0.21	£	0.50		c	,
			はは						t=100			#	3	15	090	1.80		1	,
重都						線合含む								二脚鳥居支柱	二部鳥居支柱	二脚鳥居支柱		6株/㎡	5# /m'

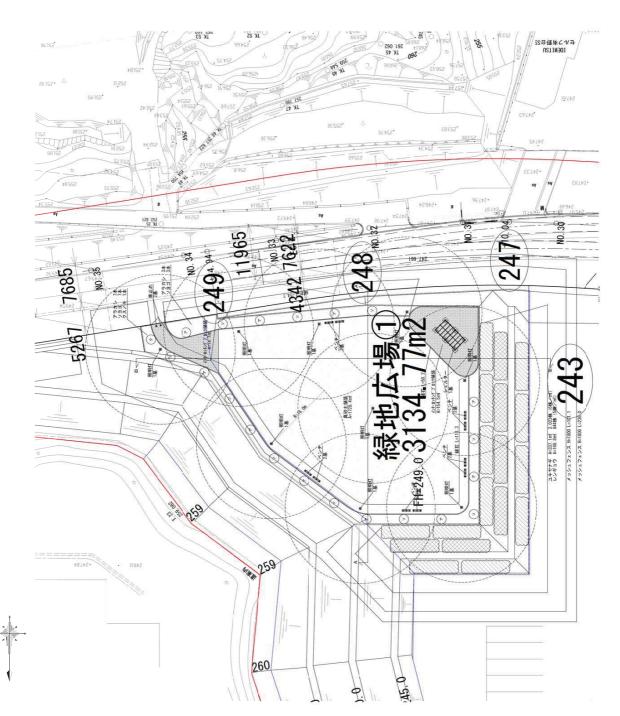


図1.4.6 緑地広場1計画図

								\vdash	- 12	±κ		*		H	冷世	5544	土職		2 0	ıo.	C	0	
										К						4ンターロワキンク 7 ロクク講義 照明工							
								各	管理施設工	メッシュフェンス車上め	休息施設工	*	シェルター舗装工	72	真砂土舗装	-02427	¥	中高木植栽	, n	#	布木植枝コキャナギ	レンギョウ	
							E		開	-	_			業石			~	_ "	_				
							E	23 ar		0			帐図		T. C.		0	()	9 8	(0)			
		05	21		WIII	X III X	,	A		/	1	_	<>		*	411	11	7		9			The state of the s
	0.	0	T	CAL	1	67		1		1	8			~	*	1	14	A		1			
	The	8/	AN I	MI	1.	64	H	4	Z				///-	18	1//	177	1		1	1	V		07.805
	AR	3		1		MAK		3			\		YA		1/9/	1/	A				1	_	
							MA	4		10			\$	1		1/	Į,		A	À	1		02.803
					**	K		20	E th 20	100	1 100	77	. 04	17		80		isisi	7/	1		1	-
	1				72.6	W	7		1	1		Y/	10 8+9	11		MO. 8	,	-	The state of the s	7	1		
				\leq ,	\gg	\langle / \rangle	10			K	1						/ 2	951	1	-4-	No	1	
		1		X	/		\x		/	11	H		1	#	<i>M</i>	TTT	SY.		8812	25	1	1	STESS STESS
					11 8	211	3	* /	9	1/4	1	A	1//			11	F	-	5811.8		1	11	1027
			- \ '	+	19		图	<u> </u>	1	1-7	1/4	/ _	-//	1//	1/4		13	Qi.			Ą	Z	18.1 18.2 18.2 18.2 18.2 18.2 18.2 18.2
		151-151] \		13	1	100	CA-Oct A T Delight		1	1.	1	\rightarrow	1,	1/1							3	
	h		\	H	18	1 mil	to	-	A=119	1	1	K									=	5	(ee. 705 ·
				H_{i}	1	3 👹	1	1		1	K	1	1		1	111						(3111
					Laborat			/-			1	K					1				X	1	#
			-	-	Less				展明红		1	No.	X	/		44	1		1	X		\	550
						70.					インチ	~		1			1	8 3	**	Í,			1 / / // / / /
	j							1			r		X		1			1	7207 8X				20 22
				إير	1	y 🔯		+	1		C	77		ペンチ 2番	•	製	(1/1		11	1		
						XX		3	ŀ	100	1	1	1		1	1	1					//	
	<u> </u>	-		#5 L=227.1				開展灯	**	6	1	-	Ĺ					0	11				1 / / / Fill
				メッシュノエン人 FE18M Left.1.	8			1	-	6	No.	E	7	\$25.0		E	Ť		1	#	VT.		
			- F	× ++	1					呷	4	$\bar{\alpha}$	5 /\	報告し			1	1		#1		_	LIII ALIII
	+	4		47		XX				į,	1		X		1		7	6	X				222
					1	J) (1基	L	1	/	_/	服理な	e (V		X,		X		\	215.0
								1	4	7	j	2)	72#	1	19	$\langle \rangle$	//		1	2	//	
	3	#			100			_		村 省次	30	2)/	1		///		2		/	//		
										성	\bar{Z}	~	>		1			429-B9427 7 B9为解数 A=144. Om	13	1/			
									1	+		×,	19			//		479-B7	1			,	
							1	-	服職女	1	01	5	17	4	4			//	15		/	//	
								3		1		1			1	/	//				//	///	
1	1					3 0		1	4	9					1	//			J	//	/		
- <u>1</u> C			20	5	7	W 1		CA	/	//		1/7		V	1/			/	<	5	1	/	1 85 AS
1		4 6	9	38	<	7	The	V	//			8	//	1		(/			1	V	1	050 .c
V	1				1	11/	/	3	X	1			//	1/		195	12.			1/8			01.305
				_	\rightarrow	1///	1	10/	7		/	//			/				1	E	To go		17 1

ステンレス製可動式

H=1800

木製ベンチ

規格仕標

300 021 - 二脚馬房支柱 200 - 080 - 脚局房支柱 500 050 180 三脚局房支柱

0.80

H=5.0m 観明編光復・複数プレート社 H C W

ふるい真砂土 t=100 仕上厚 100

図1.4.7 緑地広場2計画図

(2) 供給処理施設計画

① 上水道

水道計画図は図1.4.8に示すとおりである。

上水道は、既設給水管 (ϕ 100mm) より給水管 ϕ 75を引き込み、引込管 ϕ 50を2箇所設置する。

② -1下水道(雨水排水)

雨水排水の概略図は図 1.4.9 に、雨水排水の詳細は図 1.4.10 に示すとおりである。 事業計画地に降った雨水は、各流域毎に整備する排水施設を経て二級河川有野川へ放流する。

A流域については、道路内に整備する雨水排水施設を経て二級河川有野川へ放流する。 B流域は、法面に降った雨水を小段排水等の排水施設を経て二級河川有野川へ放流する。 C流域については、施設内に降った雨水を敷地北側の調整池で一旦貯留し、放流量を一定 以下に調整してから二級河川有野川へ放流する。

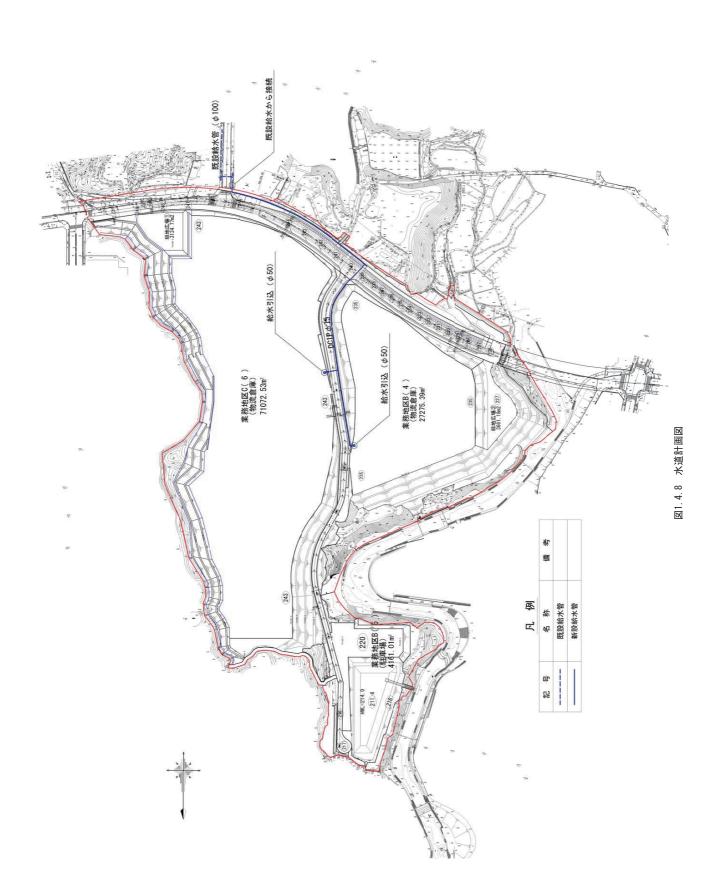
③ -2下水道 (汚水排水)

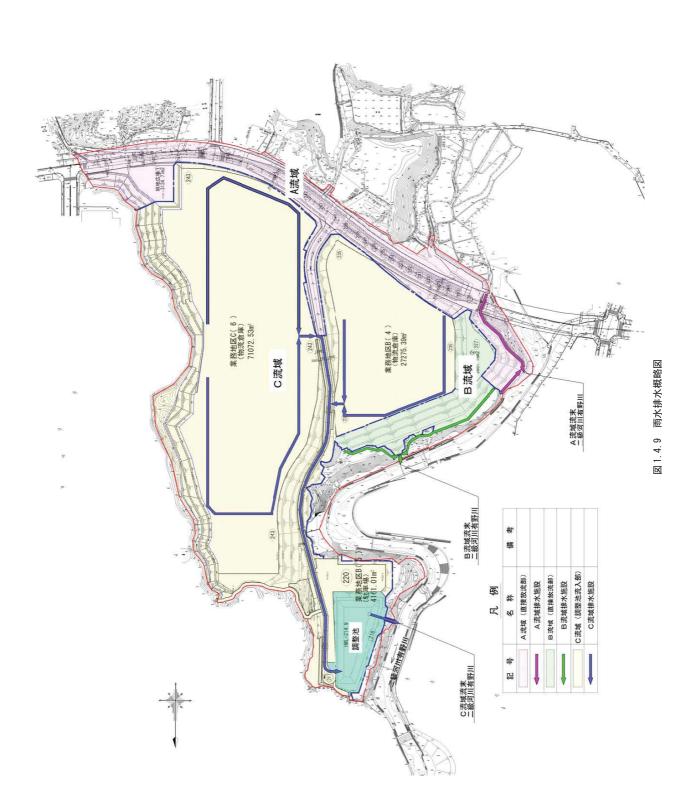
汚水排水計画図は図1.4.11に示すとおりである。

汚水排水は、汚水本管 (φ200) を新設し、汚水桝及び取付管 (φ150) 2箇所設置し、公 共下水道 武庫川上流処理区に接続するものとする。

④ 電気、ガス、通信施設

電気、ガス、通信施設については、関西電力、大阪ガス、NTT等の各事業者と協議し、整備方針を決定する。





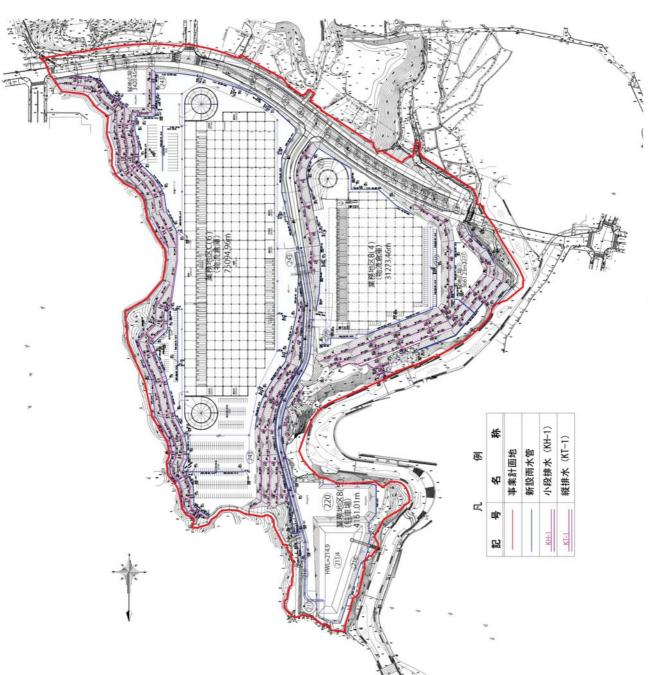


図1.4.10 雨水排水計画図

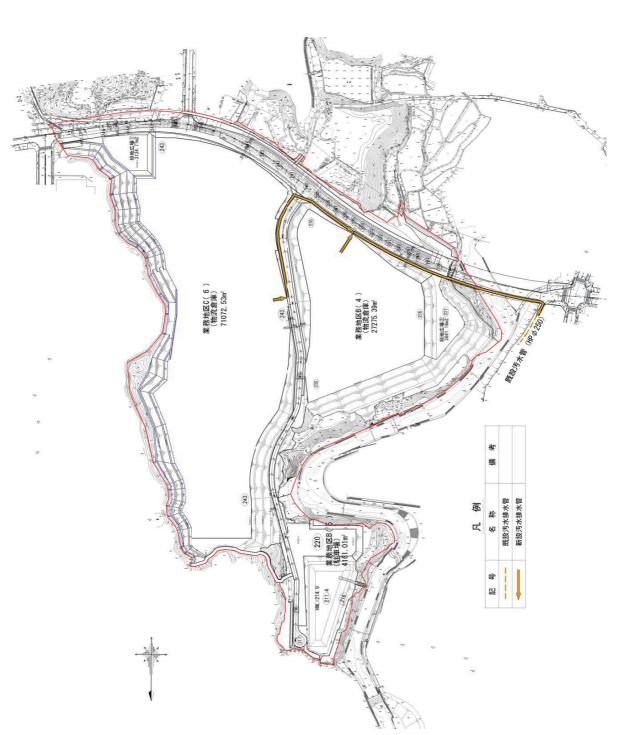


図 1.4.11 汚水排水計画図

(3) 造成計画

① 切盛計画

切土及び盛土の最大高は、それぞれ 15mであり、概ね東側を切土とし、西側を盛土として 土地利用可能な造成を行う。

神戸市開発指導要綱に準拠し、盛土法面は30° (1.174)以下、切土法面は35° (1:1.5) 以下とする。

切土量、盛土量はそれぞれ50万㎡であり、場内にて土量バランスを図るものとし、場外への搬出や場内への搬入はない。

土量について、切土・盛土の計画は図1.4.12に、運土計画図を図1.4.13に、切土・盛土の断面図は図1.4.14~図1.4.15に示すとおりである。

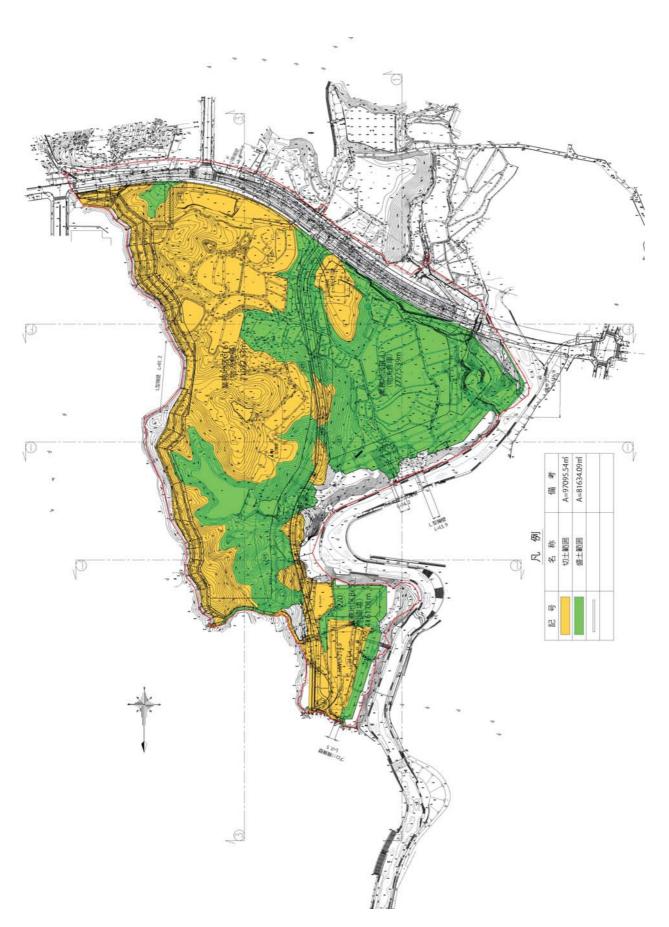


図 1.4.12 造成計画図

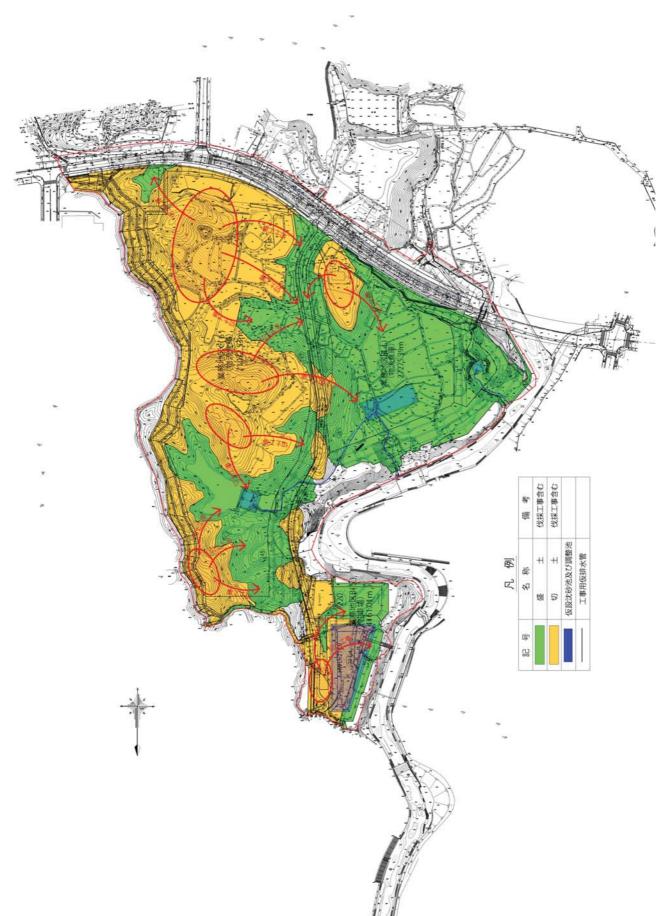


図1.4.13 運土計画図

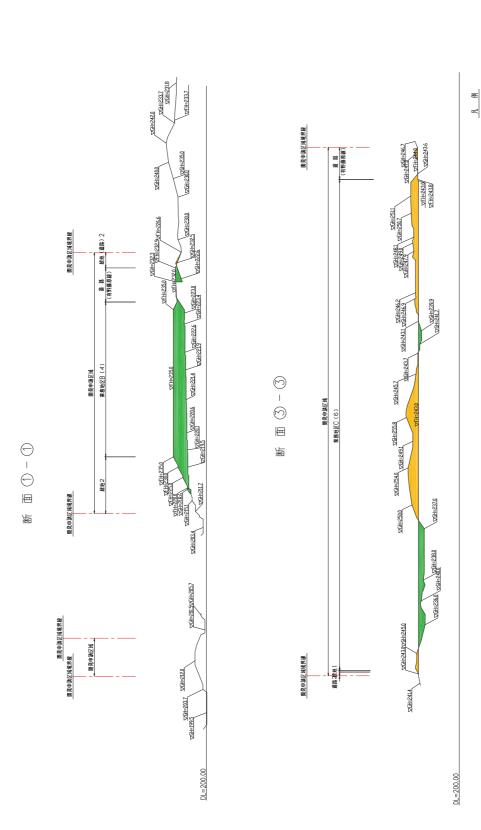


図 1.4.14 造成断面図(1)

名 称 開発申請区域境界線

计

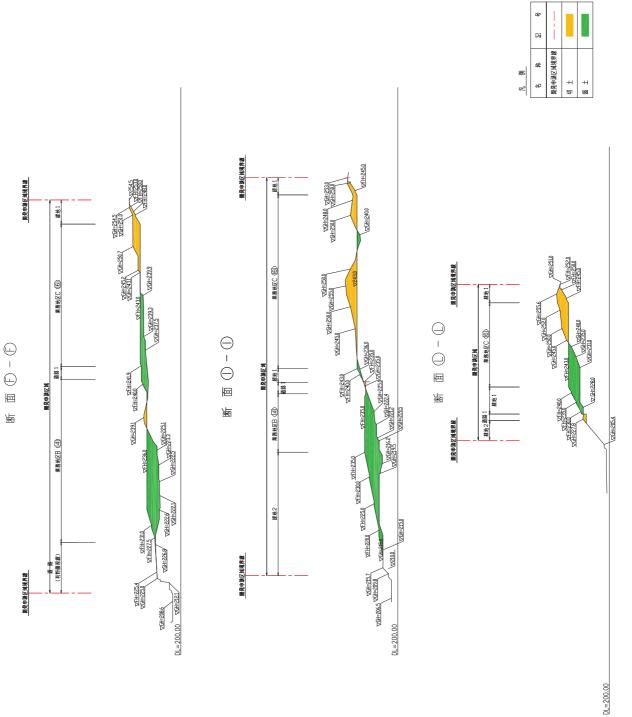


図 1.4.15 造成断面図(2)

5. 対象事業の工事計画

(1) 施工手順・工程

建築工事を含めた施工フロー図は図 1.5.1 に概略の工事工程は表 1.5.1 に示すとおりである。

工事の期間は土木工事を2年、建築工事1年6か月の合計3年6か月であり、工事の開始は最速で平成31年9月を想定している。

施工フロ一図

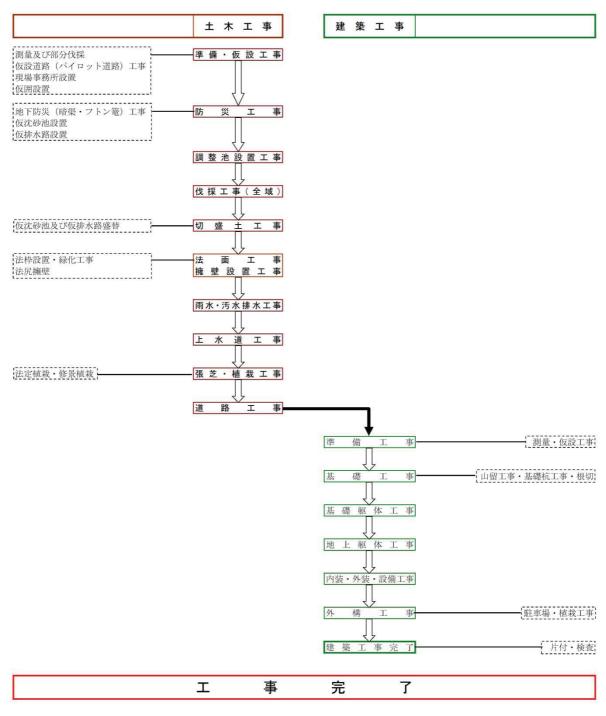


図 1.5.1 施工フロー図

表 1.5.1 工事工程

	類田	無 別					# (1年目	-		1	,	,	1 -			1 -					-	11			1 -	3年目		8		1 -		ľ	華	-	-	華
		裁曲・囲場工装	11計画 伝統	+	4	+	9		00	ŧ	0	+	2	14	15	1 9	20	6	707	77 77	22 23	74	7.5	72 97	87	67		35	23	34	98	25	88	40	41 42	4.2	- 1
		仮囲い・仮設工	中間部、仮園い	5																																	
	伐採工事・エー・	(大採・除根エ		***	田線・緑紫	##	ļ																														
		成改售車約:對土廠工 仮設沈砂池			暗楽排水工	н				F																											
	***	暗渠排水工			新設体砂池	R4																															
	特日樂俗三原	ブロック様工			l	ļ																															
	神田州県								Ļ		ī																										
	# 1-	切・勝井エ		F	単土線子	量に	ſ		f						報																						
	# T H	整地口				BUR YOR IA		切・隆土工 2001	t a		25 24 41	切・隆土工 3oot																									
1	棒日恒抵	法国整形・植生工法団排水工						İ	t							ŀ																					
# ⊣ ← H	華工毒薬	- 五 2 8													ī																						
	雨水排水工事	推 原 研 の		H				Ĭ.	利用數水路			H		编内造路器																							
		B0X-C # 3 55 + 66		ł			I	調整的物能分類					I	ĺ			I																				
	汚水排水工事	進入路本官引込工																	l																		
	上水道工事	進入路本管司以工																ľ																			
	- 特丁短期	銀河画志七線							ξ	ハイキングコース				BOOK ASSESSMENT SELVER			事の直路		200																		
	左拖口時	78 C. J. B.																	H																		
	片付け工								F	f											,	444															
	・検査準備工事						I														#	核查排程受损															
	仮設工事																						T				ŧ			ŧ							
	杭地業工事	PC既成杭打設																																			
	# 1 #	掘削・床付け																																			
	基礎鉄筋コンクリート工事																										ī										
	地上躯体鉄骨工事								F																		H										
B雅区	2~4階スラブコンクリート工事																																				
	屋根工事、外壁仕上げ工事																													Т							
	設備及び内部仕上げ工事								F																		H										
	外構、植栽、舗装工事																																				
	諸核査、片付け								F																												
	仮設工事																						I														
	岩米七等	地盤改良固化																																			
	鉄筋コンクリート工事																											_									
	地上躯体鉄筋工事																													T							
# H W	2~5階スラブコンクリート工業																														1						
C塔区	屋根工事																																				
	外壁仕上げ工事																																				
	設備及び内部仕上げ工事								F																												
	外構、植栽、舗装工事																																				
	諸核查、片付け																																				
۱	# E 2 # H 4 #	大型車	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	-	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	-	\vdash	-	\vdash	\vdash	-	\vdash	-	-	\rightarrow				190	\vdash	-	22	\rightarrow	-	\vdash	10	
(数柱	ム 半 製 派 半 岡 ロ 数 (数 地 外 を 走 行 す る 車 画)	小型車 (通勤車両合む)	-	_	_	-	-	08	_		_	_	_	-	_		_	09	-	-+	-	_	_						210			202		_	_	30	
		基	08	120 15	150 150	0 150	150	200	200	190	130 100	0 100	100	120	120 12	120 120	120	08	80	80	08	08	90	/0 230		2/0 300	330 330	1 420	400	350 28	280 260	760	240 220	0 150	06	40	

(2) 防災計画

① 防災施設計画

本事業では、工事の実施に伴う災害の発生を未然に防止するため、「神戸市開発指導要綱(改訂)」、「宅地防災マニュアルの解説〈第二次改訂版〉 ぎょうせい」及び「宅地土工指針(案) UR 都市機構」に準じて、一次防災と二次防災に区分してその計画を行うものとする。

工事ステップ毎の防災計画図は図 1.5.1~図 1.5.5 に、切土部・盛土部の整地標準断面図 を図 1.5.6 に示すとおりである。

工事中は下記項目に留意し工事を実施するものとする。

- ・工事を実施している区域には、仮囲いを設置し関係者の立ち入りを制限する。
- ・造成における盛土工事は段階的に施工し、造成施工面下流側には仮設沈砂池を設置して造 成面流出雨水中の土砂沈降除去を行ったあと河川に放流する。
- ・供用開始後の洪水調節を目的として設置する調整池は、工事中における濁水流出及び大雨 洪水流出の抑制の機能を兼用させるため、上記防災施設と併せ、造成工事の中でも先行し て施工・完成させる。
- ・盛土の法面下側に土砂流出防止の板柵等を設置するとともに、盛土部現地盤内には排水を 促すための暗渠を布設する。
- ・盛土法面小段毎に盛土内の排水を促す水平排水材を設置する。
- ・切土法面及び盛土法面については、形成される順に速やかに法面緑化等の法面保護工を施 し、地表面からの土砂流出を防止する。
- ・地盤が15度(約1:4.0)程度以上の傾斜地盤上に盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように原地盤について段切りを行う。

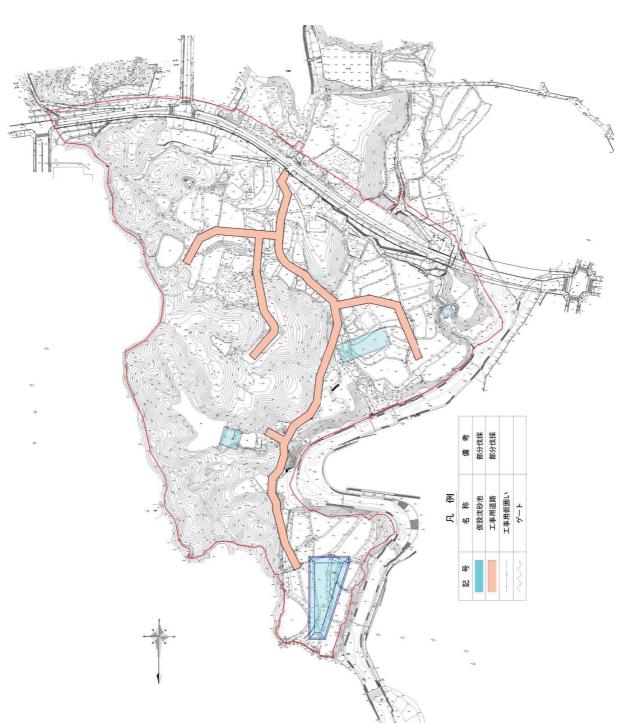


図1.5.2 工事ステップ1(準備・仮設工事・防災施設工事)

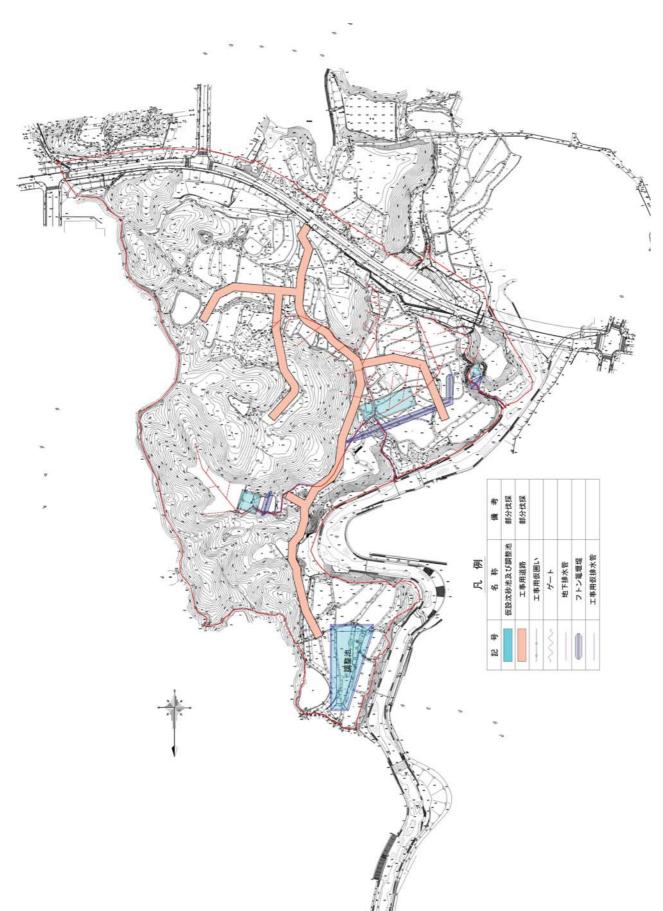


図1.5.3 工事ステップ2(防災施設工事・調整池工事・伐採工事)

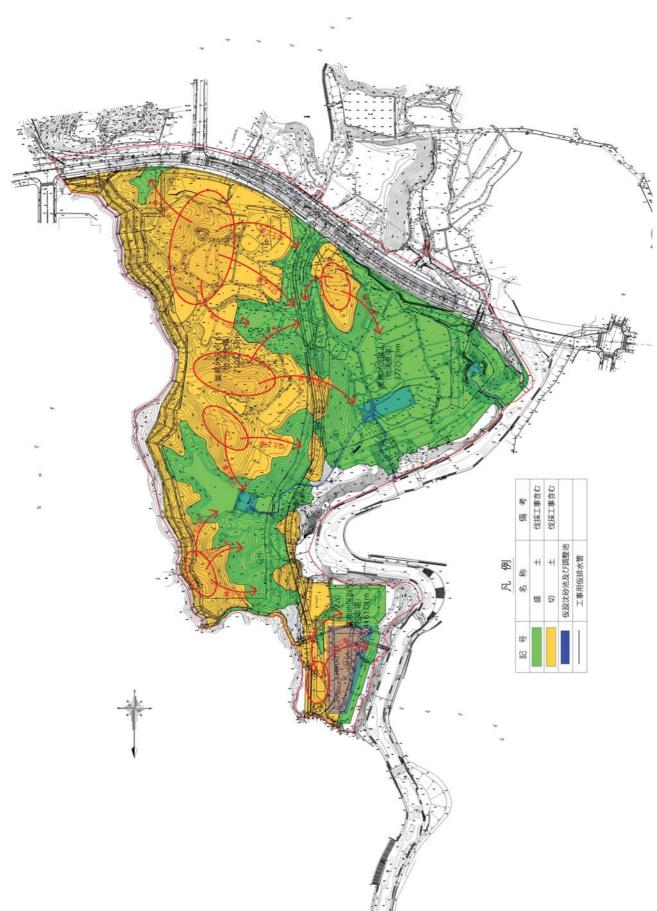


図1.5.4 工事ステップ3(切盛工事・防災施設工事・調整池工事・伐採工事)

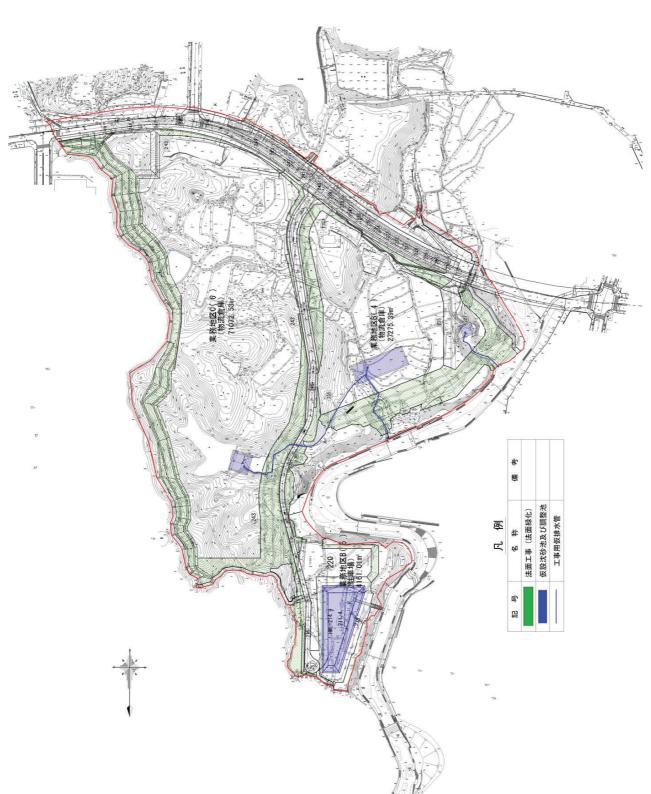


図1.5.5 工事ステップ4(切盛工事・法面工事)

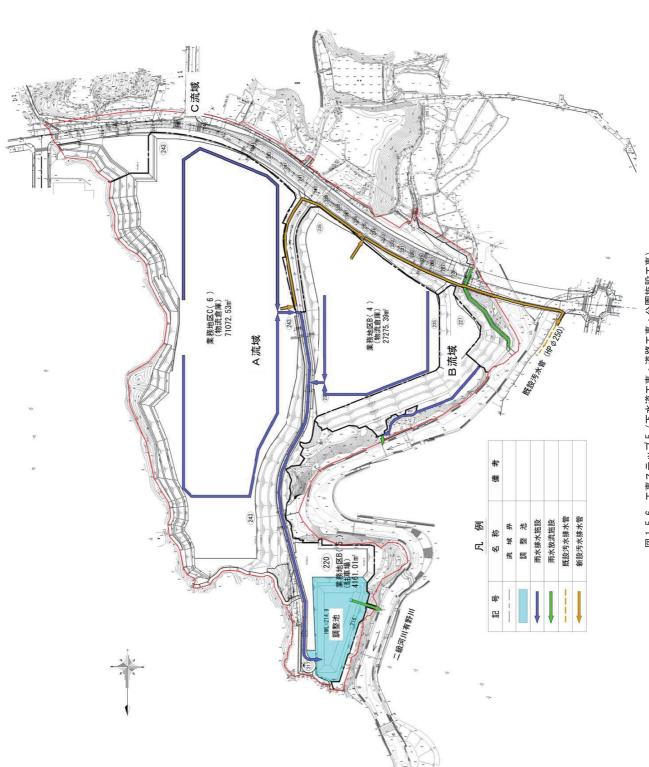


図1.5.6 エ事ステップ5(下水道工事・道路工事・公園施設工事)

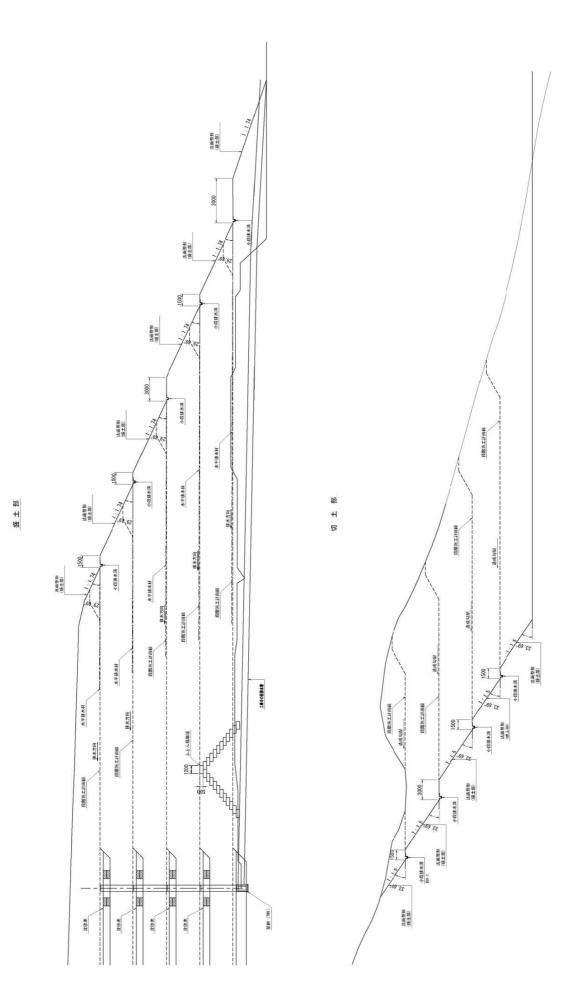


図1.5.7 整地標準断面図

(2) 工事関係車両の運行計画

① 走行ルート

工事関係車両は、主要地方道神戸三田線、神戸市道有野藤原線及び西宮市道山88、山89、山91、山92を走行する計画である。

工事関係車両の主要な走行ルートは図1.5.8に示すとおりである。

② 車両の種類

工事関係車両は、主なものとして伐木の搬出、生コンクリートの搬入、砕石の搬入、コンクリート2次製品等資材、建築資材の搬入車両である。

切土量、盛土量は場内で処理することから、土砂の搬入、搬出車両は発生しない計画である。

工事最大時の時間別交通量は表1.5.2のとおりである。

表 1.5.2 工事最大時時間別交通量

単位:台

n+. +.1	工事力	八台数	工事出車両		
時刻	大型車	小型車	大型車	小型車	
6:00~ 7:00	25	0	0	0	
7:00~8:00	40	210	0	0	
8:00~ 9:00	0	0	0	0	
9:00~10:00	25	0	30	0	
10:00~11:00	25	0	30	0	
11:00~12:00	20	0	30	0	
12:00~13:00	0	0	0	0	
13:00~14:00	20	0	25	0	
14:00~15:00	20	0	25	0	
15:00~16:00	20	0	25	0	
16:00~17:00	15	0	30	40	
17:00~18:00	0	0	15	100	
18:00~19:00	0	0	0	70	
合計	210	210	210	210	

注:小型車は通勤車両を含む。

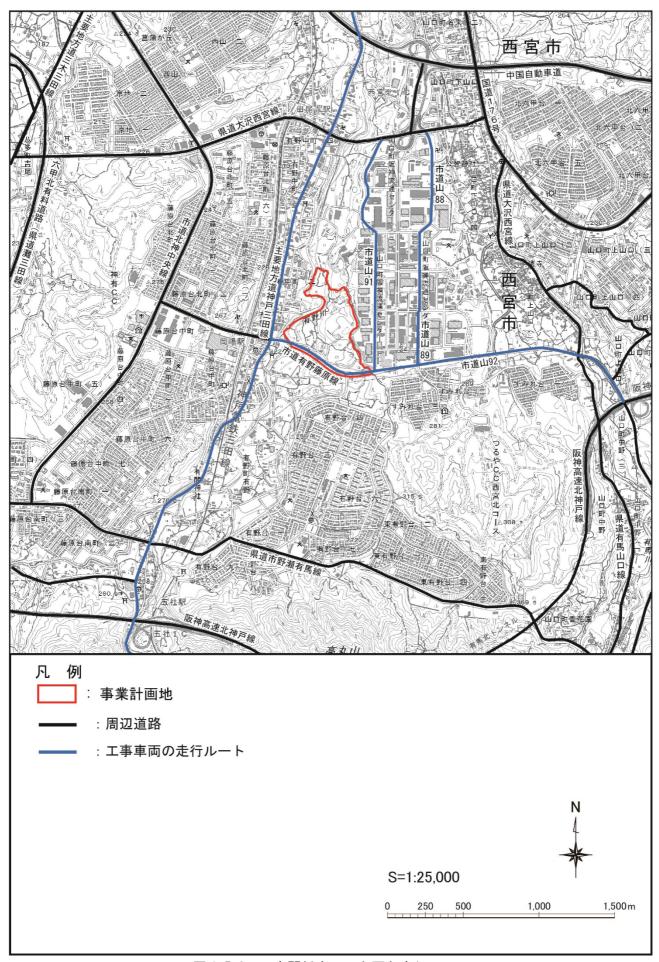


図 1.5.8 工事関係車両の主要な走行ルート

6. 対象事業の供用計画

(1) 供用後の建物利用

供用後の建物は、物流倉庫として利用する。

(2) 供用後の車両台数

供用後の車両台数は、施設のトラックバース数に1バース当たりの接車可能台数に使用頻度 及び回転数から算出した。

業務地区 B

未初起色日						
		想定トラック バース数 ①	1 バース当たり 接車可能台数 ②	使用頻度 ③	回転数 ④	1日当たり 入台数 ①×②×③×④
	10t 車	48	2	80%	2	154
大型車両	4t 車	48	3	80%	2	230
合計						384
小型車両			予定 駐車場台数 ①	使用頻度 ②	1日当たり 来客想定台数 ③	1日当たり 入台数 ①×②+③
			120	150%	25	205

業務地区C

		想定トラック バース数 ①	1 バース当たり 接車可能台数 ②	使用頻度 ③	回転数 ④	1日当たり 入台数 ①×②×③×④
	10t 車	205	2	80%	2	656
大型車両	4t 車	205	3	80%	2	984
合計						1,640
小型車両			予定 駐車場台数 ①	使用頻度	1日当たり 来客想定台数 ③	1日当たり 入台数 ①×②+③
			450	150%	25	700

(3) 供用後の走行ルート

供用後の車両は、物流倉庫への輸送車は神戸市道有野藤原線及び西宮市道山88、山89、山91、山92を走行し、物流倉庫からの配送車及び通勤車両は、主要地方道神戸三田線及び神戸市道有野藤原線並びに西宮市道山88、山89、山91、山92を走行するする計画である。

供用後の走行車両の計画台数は表1.6.1に、車両の走行ルートは図1.6.1に示すとおりである。

なお、方向別の走行台数は、事業計画地から10km圏内の事業所数より、各方面の走行ルート別に事業所数の割り出しを行った。重複する範囲は方面ごとに按分を行った。

表 1.6.1 走行車両の計画台数

単位: 台

		施設入台数			施設出台数			
方向別 時間帯		大型車類		小型車類	大型車類		小型車類	
		輸送車	配送車	小至早短	輸送車	配送車	7至早短	
C/T 1	昼間	682	511	375	662	497	368	
ST-1	夜間	128	97	78	148	111	85	
ST-2	昼間	-	261	190	-	252	189	
31-2	夜間	_	49	41	-	57	44	
ST-3	昼間	-	52	40	-	51	37	
	夜間	_	10	9	-	12	9	
ST-4	昼間	-	197	144	-	192	141	
	夜間	-	37	28	-	42	32	
合計	昼間	682	1,021	749	662	992	735	
	夜間	128	193	156	148	222	170	

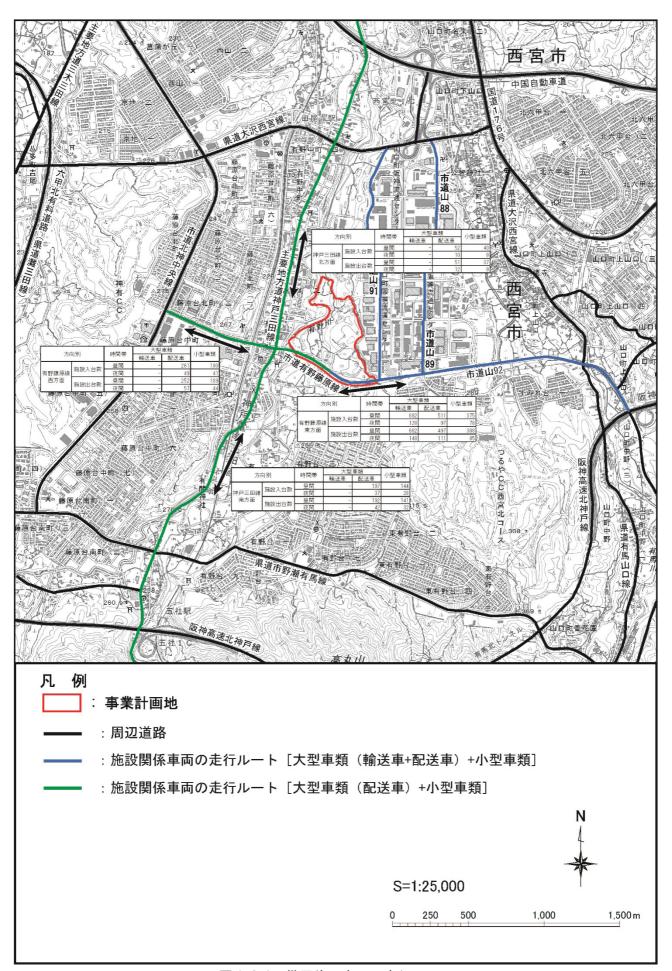


図 1.6.1 供用後の車両の走行ルート

7. 環境保全措置の実施体制

事業計画地内の環境保全措置は、「造成工事時」及び「建物工事時」期間については、アイリスパートナーズ株式会社(以下「アイリスパートナーズ」という。)及び株式会社センターポイント・ディベロップメント(以下「センターポイント・ディベロップメント」という。)(本事業の共同事業者)が共同で実施するものとし、「供用後」については、センターポイント・ディベロップメントが継続して環境保全措置を実施する。

なお、事業計画地外の環境保全に関する維持・管理は、アイリスパートナーズが引き続き 行う。

環境保全措置の実施体制は表1.7.1のとおりである。

表 1.7.1 環境保全措置の実施体制

範囲	実施主体	造成工事時	建築工事時	供用後			
事業計画地内	アイリスパートナーズ 株式会社	<	>				
	株式会社センターポイント ・ディベロップメント	<					
事業計画地外	アイリスパートナーズ 株式会社	<		>			